

長野県南信州地域における森林経営管理制度の推進と 林業普及指導員の関わりについて

1 テーマの趣旨・目的

森林経営管理法が平成 31 年 4 月に施行され、森林経営管理制度がスタートした。長野県南信州地域では新たに取り組まねばならない課題に対して、チーム編成による個別訪問の現状把握を行い、管内 14 市町村間の情報共有を目的とした連絡会議を開催して広域連携体制の可能性を探りつつ、市町村毎の考え方の違いや国土調査完了の有無など条件が様々であることから、広域連携体制の設立を見送り、制度の運用に向けて長野県南信州地域振興局林務課が市町村毎にサポートにあたることとした。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

南信州地域は長野県の最南端に位置し、岐阜・愛知・静岡の 3 県と境を接し、1 市 3 町 10 村で構成されている。東側を南アルプス、西側を中央アルプスに囲まれた盆地で、ほぼ中央を天竜川が北から南へ流れ、中央構造線などの断層が走っており急傾斜地が多い地形である。

地域の総面積 1,929 km²のうち、約 86%となる 1,663 km²を森林が占め、県平均の 78%を大きく上回っている。森林の所有形態は 18%が国有林、82%を民有林が占め、民有林のうち個人所有林が最も多く 42%を占め、以下団体育林、市町村有林の順となる。

南信州管内の森林を所有する個人所有林の林家数は 19,952 戸で、1 ha 以下の林家が 11,355 戸と半数以上を占めるなど零細な林家が多い。

森林経営管理制度に取組む市町村の林務担当者職員数は限られており、農業、環境、観光等の複数部門を兼務する課も多いなか、野生鳥獣被害対策の緊急出動等に当たっているなど、年間を通じて多忙な状況がある。

管内の森林組合は 3 組合で、阿南町の一部と根羽村を

除く広域的な飯伊森林組合、根羽村を区域とする根羽村森林組合、阿南町和合地区を区域とする和合森林組合の 3 つでそれぞれ特徴のある 3 組合である。

(2) 取組内容

平成 30 年度より林野庁作成の執務参考資料に基づき南信州地域振興局林務課から管内市町村に対し、機会を捉えて制度説明を行い、広域連携による協議会設立を打診するものの反応が薄い状況であった。このため、市町村毎の状況把握が急務であると捉え、市町村担当の林業普及指導員、森林経営専門技術員、支援事務員でチーム編成のうえ個別訪問を行い、市町村毎の現状や課題把握を行ってきた。

個別打合せ時には回答例を記載した森林経営管理制度推進に向けたアンケートを持参し、林務行政に初めてあたる職員でも話しやすい体制に努めた。

ヒアリング結果から市町村毎の職員体制や、森林経営管理制度に対する考え方、国土調査完了の有無など条件は様々であることを改めて把握し、広域連携体制による制度推進を見送るも、森林経営管理制度のスムーズな運用に向け個別訪問から得た課題の共有などを図るべく連絡会議を開催し、実施方針案や事務手続きのアウトソーシング手法などを共有してきた。

令和 2 年度は管内における森林経営管理制度の開始年度と位置づけ、市町村毎の特徴を盛り込んだ実施方針を策定し、担当者が変わっても取り組む内容が判別できるものをイメージしながら実施方針の最終調整を行った。

令和 3 年度以降は連絡会議を情報交換や課題解決のための研修会と位置づけて開催するとともに、班編成による市町村訪問を現在も継続し、令和 5 年度末で 125 回を数え、進捗状況の確認や制度推進をするなかで新たな課題解決に向けた支援を行ってきた。

令和 5 年度の個別訪問時には、7 月に開催された林野

庁森林技術総合研修所主催の「森林経営管理制度の実務1研修」講義内で示された「受託希望への対応方法（協定に基づく間伐等）」を市町村担当者へ情報共有した。

（3）成果

①市町村担当者との並走作業により令和2年度には全市町村において実施方針の策定を行い、年度計画に沿った意向調査を進めてきた結果、令和5年度末で4市村において集積計画 89.6ha が策定され、実施権配分計画が 20.68ha、市町村森林経営管理事業が 43.84ha 実施となった。市町村担当者からは「訪問してもらうことで時間の有効活用に繋がり、森林経営管理制度を発端に森林・林業政策に関する情報交換や相談ができて助かる。」との声をいただいている。

②「受託希望への対応方法（協定に基づく間伐等）」を参考にした市町村において協定締結の取組が始まり、令和5年度に 3.92ha の森林整備実施に繋げることができた。令和6年2月に開催した連絡会議内でも改めて受託希望への対応方法を説明・共有し、管内の先行事例を紹介したところ、他の市町村にも波及の動きがみられる。

（4）課題

①実施方針の作成時には、市町村の担当者が変わっても森林経営管理制度推進の拠り所となるべく内容の検討を行って策定したが、異動により初めて林務行政を担当する場合には、実施方針の所在認識がされていないケースがあり、森林経営管理制度及び森林環境譲与税について再度説明が必要な場合があった。

②意向調査の返答データが蓄積されてきているが、取りまとめ方や活用方法に戸惑う市町村担当者も多く、特に集積計画（或いは事業体への斡旋）までの対応が停滞しているところもある。

3 今後取組むべき内容

具体的手法又は検討方向

実施方針の策定から3年が経過し、意向調査計画にも変更が生じてきているため、市町村担当者に再認識を図りつつ実施方針の変更（意向調査実施年度の変更）と意向調査結果に対する手続きを指導していく。

特に、本制度のプレイヤーとなる市町村毎の担当者に寄り添い、制度の確実な実施と地域林業の活性化を図る。